

2023年8月31日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証部門

新型転換炉原型炉ふげん

新型転換炉原型炉ふげん使用済燃料の処分の方法に係る原子炉設置変更許可申請 再処理により回収される核燃料物質の平和利用について

1. 原子炉設置変更許可申請の内容

原子炉設置許可申請書の「8.使用済燃料の処分の方法」の記載を次のとおり変更する。

使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。

国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者により平和利用の目的のみに譲り渡す。また、再処理により発生した放射性廃棄物は国内に持ち帰る。

※ 核燃料物質とは、プルトニウムとウランを示す。

2. 核燃料物質の利用方針

3.2 の履行契約で再処理の対象となるふげんの使用済燃料は、ふげんに 466 体、原子力機構東海再処理施設に 265 体が現在、保管されており、これら 731 体の使用済み燃料を再処理することにより、核燃料物質が分離される。

この核燃料物質は、民生用原子炉に供給するための核燃料を生産する目的のために使用される。

3. 核燃料物質の平和利用について

ふげんの核燃料物質が平和利用されることは、以下の3.1～3.5に示す契約・協定により担保されている。

3.1 基本枠組契約

2022年3月31日に原子力機構とオラノ・リサイクル間で締結された契約であり、使用済燃料の輸送、再処理、放射性廃棄物の保管・返還、及び付随する役務を原子力機構からオラノ・リサイクルに委託するための基本的枠組みを定めたものである。

この基本枠組契約において「回収プルトニウムの所有権は、再処理完了後直ぐに、原子力機構からオラノ・リサイクルに譲渡される」としている。

なお、ふげん使用済燃料の再処理によって回収されるウランも、本契約において「回収ウランの所有権は、原子力機構からオラノ・リサイクルに譲り渡す」としている。

3.2 履行契約

2022年6月24日に原子力機構とオラノ・リサイクル間で締結された契約であり、使用済燃料の輸送及び再処理の実施について事業者間で合意した内容を定めたものである。

この履行契約において、回収プルトニウムは分離時に原子力機構から オラノ・リサイクルに移管される。

また「オラノ・リサイクルに移転された回収プルトニウムは、民生用原子炉における平和利用のためだけに再利用される。オラノ・リサイクルからエンドユーザーに回収プルトニウムの所有権を移転する際に、オラノ・リサイクルは、原子力機構の要請に基づき、回収プルトニウムが平和的目的でのみ利用されることを書面で保証する」としている。

3.3 日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する書簡

この書簡(交換公文)では、「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定」、「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定」及び「基本枠組契約」に言及するとともに、両国が当事国の適用のある国際協定及びそれぞれの国において効力を有する関係法令に従って「基本枠組契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずるプルトニウム及びウランは、民生用原子炉に供給するための核燃料を生産する目的のために使用される」ことを確認している。

なお、本書簡(交換公文)は、フランス環境法典L542-2条及び第L542-2-1条1の規定に留意して、基本枠組契約の対象となる使用済燃料のフランス共和国における再処理に関するフランス共和国政府と日本政府との合意を以って取り交わしたものである。

3.4 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

本協定においては、原子力の平和的非爆発目的利用に必要な核物質等を、他方の締約国政府若しくはその管轄の下にある認められた者に供給し又はこれらから受領することができるとしている。また、回収された核物質は、平和的非爆発目的にのみ使用されること、及び回収された核物質は保障措置の対象とされることが定められている。更に、回収された核物質は、移転先において平和的非爆発目的にのみ使用されること、移転先において保障措置が適用されること等の保証を受領締約国が得る場合又は保証が得られない場合において供給締約国政府の事前の同意があるときを除くほか、受領締約国政府の管轄外に再移転されないことが定められている。

3.5 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

本協定においても、回収された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならないこと、及び回収された核物質は保障措置の適用を受けることが定められている。

また、回収された核物質は受領国である第三国において、平和的非爆発目的にのみ使

用されること、保障措置の適用を受けること等の条件が満たされることについての保証を受領締約者が得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約者の書面による事前の同意があるときを除くほか、受領締約者の領域的管轄の外に再移転してはならないことが定められている。

以 上